

# 後期高齢者医療制度 高額介護合算療養費について

## ◆高額介護合算療養費とは？

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯にある加入者全員の1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【1年分の自己負担額の計算期間＝令和3年8月1日～令和4年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額基準額
3割	現役Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
	現役Ⅱ	課税所得 380 万円以上	141 万円
	現役Ⅰ	課税所得 145 万円以上	67 万円
2割	一般Ⅱ	世帯に住民税課税の方がいる方で世帯に課税所得 28 万円以上の方がいる場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が ●被保険者が 1 人の世帯 → 200 万円以上 ●被保険者が 2 人以上の世帯 → 320 万円以上 の方	56 万円
1割	一般Ⅰ	世帯に住民税課税の方がいる方で一般Ⅱ、現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに該当しない方	
	低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税で、低所得者Ⅰに該当しない方	31 万円
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が 0 円（公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方	19 万円

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。

※支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

## ◆申請手続きについて

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの期間について支給の対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より令和5年3月から4月までの間に申請のご案内があります。なお、手続きには窓口への申請が必要です。

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601  
保険医療課（市役所1階）6番窓口 Tel.28-8018

# 鶏やポニーなどを飼われている方は報告が必要です

家畜伝染病予防法第12条の4第1項により、対象となる家畜をご家庭や事業所で飼育されている方は、年に1度、北海道知事への定期報告が義務付けられています。

## <対象家畜>

牛／水牛／鹿／馬（ポニーを含む）  
／綿羊／やぎ／豚／いのしし／鶏  
／あひる（あいがもを含む）／う  
ずら／きじ／だちょう／ほろほろ  
鳥／七面鳥



## 報告書の記載内容

令和5年2月1日現在の飼養者の住所、氏名、連絡先、家畜の種類と頭羽数、飼養に係る衛生管理の状況など

## 提出方法

農政課（市役所4階）窓口に備え付けの定期報告書か、市公式ホームページ（アドレスは最終ページ）組織案内→農政課→「家畜の飼養衛生管理に関する定期報告書の提出について」からダウンロードした定期報告書に必要事項を記入し提出してください。

## 報告期限

2月28日(火)

※昨年度提出された方には、定期報告書を郵送します。

問合先 農政課 Tel.28-8034